



2015年12月22日

各 位

会 社 名 株式会社アドバンテスト
代表者名 代表取締役
兼執行役員社長 黒江 真一郎
(コード番号 6857 東証第1部)
問合せ先 取締役兼常務執行役員
管理本部長 中村 弘志
(TEL:03-3214-7500)

米国預託証券のニューヨーク証券取引所における上場廃止申請 および米国証券取引委員会への登録廃止申請に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、ニューヨーク証券取引所（以下、「NYSE」）における当社米国預託証券（以下、「ADR」）の自主的な上場廃止および米国証券取引委員会（以下、「SEC」）への登録廃止の申請を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 上場廃止申請を行う理由

当社は、2001年9月、経営の透明性を高め、世界的にブランド力を向上させることを目的に、NYSEにADRを上場しました。以来、米国証券取引法に基づく開示義務への対応、米国会計基準による連結財務諸表の作成、米国企業改革法の求める内部統制の構築の他、株主および投資家に対する積極的な情報開示に努めてまいりました。

一方で、日本の金融・資本市場の国際化進展による外国人投資家の日本証券市場での株式取引増加や、日本の法令および会計基準等の改正による情報開示や内部統制に関する規制の日米差異解消が進展するなど、大きな環境の変化がありました。

上場当初の目的を達成できたこと、上述の環境の変化およびNYSEにおける当社ADRの取引高が少ないことなどから、上場を継続する経済的合理性が低下したと判断し、NYSE上場廃止およびSEC登録廃止の申請を行うことを決定いたしました。

2. 上場を継続する証券取引所

東京証券取引所

3. NYSE上場廃止およびSEC登録廃止に関する予定

2016年4月上旬 NYSEに対し上場廃止を通知

4月 中旬	NYSE 上場廃止および SEC 登録廃止の申請書 (Form 25) の提出
4月 下旬	NYSE 上場廃止の完了 米国証券取引法に基づく継続開示義務の終了申請書 (Form 15F) の提出および米国証券取引法に基づく継続開示義務の一旦停止
7月	SEC 登録廃止完了および米国証券取引法に基づく継続開示義務終了

なお、SEC から審査期間の延長・申請却下等の通知があった際には、その後の予定等に変更が生じる場合があります。

4. 今後の対応

米国証券取引法に基づく継続開示義務が終了した後も、当社の財務諸表やその他の情報の英文による開示は、当社ホームページ上で継続し、海外の株主および投資家の皆様に対する適切な情報提供に努めます。なお、当社は 2016 年 3 月期の有価証券報告書から、従来の米国会計基準に替えて、国際財務報告基準 (IFRS) に基づく連結財務諸表を開示してまいります。

また、NYSE 上場廃止後も、当社は米国における ADR プログラムを継続する予定であり、引き続き、米国の店頭市場において当社 ADR の取引は可能です。

5. 当社 ADR に関するお問い合わせ

JPMorgan Service Center (米国)

電話番号: 1-800-990-1135 (米国内通話無料)

1-651-453-2128 (米国外から)

ウェブサイト: www.adr.com

e-mail: jpmorgan.adr@wellsfargo.com

(営業時間は、米国東部時間の平日午前 7 時から午後 7 時まで)

以 上